

2019.07.01

BCM ニュース <2019 No.2>

企業の南海トラフ地震対策の方向性について

【要旨】

- 2019年3月29日に公表された「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(2019年5月一部改訂)のポイントを整理した。
- 同ガイドラインをもとに、南海トラフ地震対策において企業が検討すべき事項を整理し、当社として推奨する対応の方向性を提示する。

1. はじめに

2019年3月29日、中央防災会議 防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」¹は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」²を策定・公表した。このガイドラインは、2018年12月に報告された「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について(報告)」³を踏まえて、地方公共団体・指定公共機関・企業等がとるべき防災対応について参考となる事項を提示した。

本稿では、ガイドラインのポイントを説明するとともに、企業における今後の対応の方向性についても提示する。また、2019年5月31日にガイドラインが一部改訂されたため、その内容についても言及する。

2. ガイドラインにおける災害対応のポイント

(1) 国の防災対応の方向性について

従前の大地震対策は、直前に予知できることを前提に大規模地震対策特別措置法(大震法)⁴に基づいて対応が進められていた。しかし、「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により、現在の科学的知見では確度の高い地震の予測は難しく、南海トラフ沿いの異常な事象の発生をトリガーに対応が検討されることとなった。

ガイドラインでは、南海トラフ沿いの異常な事象を「①半割れケース」「②一部割れケース」「③ゆっくりすべりケース」の3ケースに分類し、各ケースに応じた対応策をとることを提示している。各ケースの特性、社会の状況および各対応についての考え方は以下および【図1、表1】のとおりである。

①半割れケース(大規模地震)

南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合を想定している。南海トラフ東側だけでM8.0クラスの大規模地震が発生するケースであり、本ケースが発生した場合、震源地付近の地域を中心に強い揺れと高い津波が起こり、多数の死傷者が発生し、広範囲において電気・水等のライフラインや交通インフラが停止する等、被害が甚大になることが予想される。

¹ 「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」は、以下「WG」とする。

² 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」は以下「ガイドライン」とする。

³ 「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について(報告)」は、以下「WG報告書」とする。

⁴ 昭和53年6月15日法律第73号

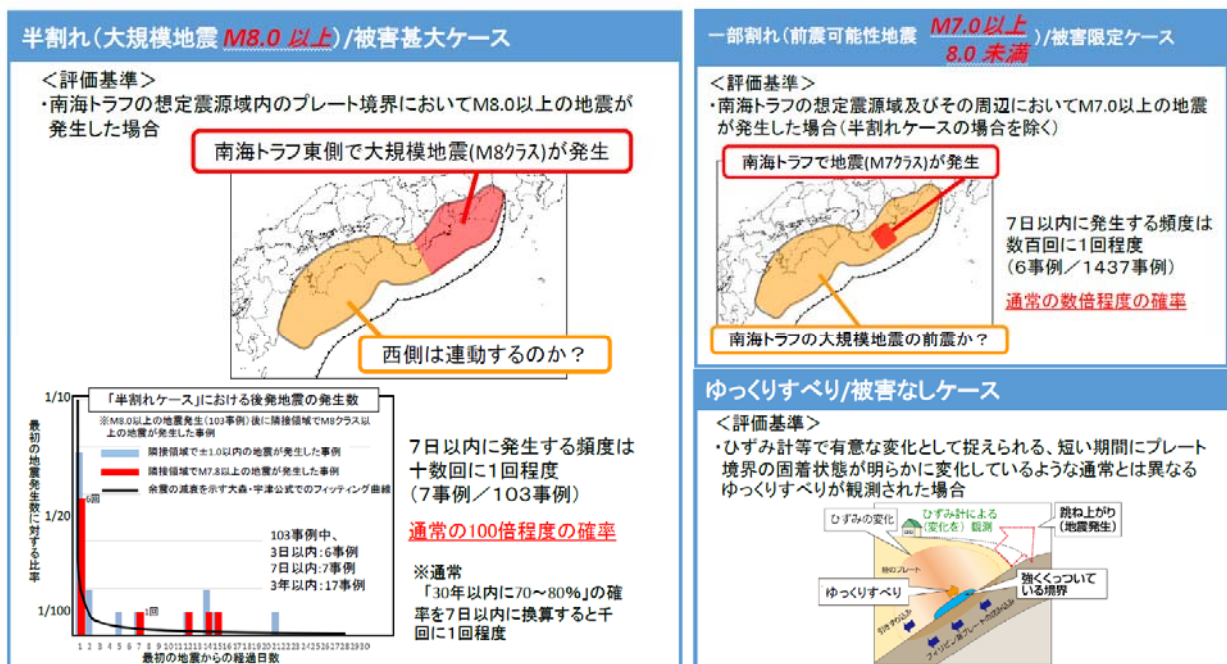
②一部割れケース（前震可能性地震）

南海トラフ沿いで大規模地震よりも一回り小さい地震（M7.0クラス）が発生するケースである。特に、南海トラフ地震の想定震源域内で発生した場合は、大地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。また、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7.0以上の地震に関しても一部割れケースとみなされる。本ケースが発生した場合、震源域付近の地域では強い揺れが発生し津波警報が発表されるが、被害は限定的であり、ライフラインや交通インフラに大きな被害は生じず、人的・物的にも多くの地域では被害は甚大にならないことが予想される。

③ゆっくりすべりケース

ひずみの変化がひずみ計などで観測され、通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合、大地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。予想では、本ケースが発生しても大きな被害が発生しない。南海トラフでは前例のない事例であり、現時点において大規模地震発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はなく、不確定要素が多いケースといえる。

【図1：防災対応を取るべきケース】



(出典：ガイドライン)

【表1：各ケースの防災対応の考え方】

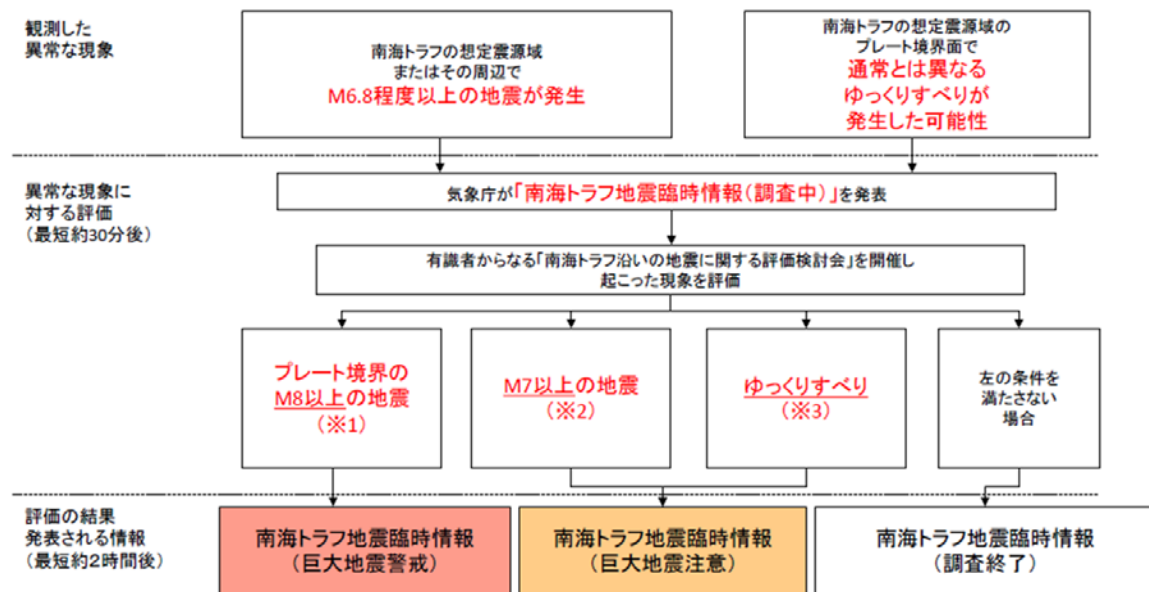
	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
特性	○ 南海トラフ沿いにおける「半割れケース」を含む大規模地震の発生頻度は100～150年程度に一度 ○ 南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近2事例は、それぞれ約2年、約32時間の時間差をもって連続してM8以上の地震が発生 ○ 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度	○ 南海トラフ沿いにおける発生頻度は15年程度に1度 ○ 南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近7事例では、その後大規模地震が発生した事例はない ○ 世界の事例では、M7.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラスの地震が発生する頻度は数百回に1回程度	○ 南海トラフでは前例のない事例 ○ 現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない
社会の状況	○ 被災地域では、応急対策活動を実施 ○ 被災地域以外では、大きな被害は発生しないものの、沿岸地域では大津波警報・津波警報が発表され、住民は避難	○ 震源付近の地域では大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難 ○ 「半割れケース」と比較して、大きな被害は発生しない	○ 南海トラフでは前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている
住民の対応	○ 沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施 ○ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 ○ 地震発生後の避難では間に合わない可能性がある地域の要配慮者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ○ それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる	○ 警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施 ○ 日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる（必要に応じて避難を自主的に実施）	○ 警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施 ○ 日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる
企業の対応	○ 不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施 ○ 大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施 ○ それ以外の企業についても、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨	○ 日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨	○ 日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨
最も警戒する期間	○ 1週間を基本 ○ その後、「一部割れケース」の防災対応を1週間取ることを基本	○ 1週間を基本	○ すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで

(出典：ガイドライン)

(2) 異常な現象に対する情報発信

ガイドラインでは異常な現象が観測された場合の情報発信フローに関して提示されている。まず、南海トラフに関して異常な現象が発生した際、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催され、発生した現象について評価を行う。発生した異常な現象は、前述の3つのケースのうちのいずれかに該当する、もしくは、そのどれにも該当しないと評価され、それに基づいて気象庁は「半割れケース」の場合は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「一部割れケース」・「ゆっくりすべりケース」の場合は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、それ以外の場合は「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」を発表する。情報発表までのフロー、および防災対応の流れは【図2、表2】の通り。

【図2：情報発表までのフロー】



【表2：住民、企業の防災対応の流れ】

	プレート境界のM8以上の地震※1	M7以上の地震※2	ゆっくりすべり※3
発生直後 「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応
1週間	● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	● 日頃からの地震への備えを再確認する等
2週間※4	巨大地震注意対応	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
すべりが収まったと評価されるまで	● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施) ● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			

(図2、表2 出典：ガイドライン)

(3) ガイドラインの改訂

2019年5月31日の中央防災会議で、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更された。それに伴い、ガイドラインは一部内容が改訂され、南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合の国や地方公共団体、企業等の防災対応が明確化された。主な改訂事項は以下3点である。

①南海トラフ地震臨時情報発表後の情報伝達等について明確化

改訂前のガイドラインでは、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、国から呼びかけ・周知がなされることになっていた。改訂版では国から地方公共団体への伝達について、緊急災害対策本部からは都府県知事及び市町村長へ指示され、国民に対しては内閣総理大臣から国民に周知されることが明示された。⁵

②指定公共機関等における個別に定めておくべき事項の明確化

改訂前のガイドラインでは、指定公共機関及び指定地方公共機関等が策定を義務付けられている「南海トラフ地震防災対策推進計画」又は「南海トラフ地震防災対策計画」について、個別に定めておくべき事項の「案」が提示されていた。改訂版では「案」ではなく、「計画に記載すべき事項」が明示された。⁶

③南海トラフ地震臨時情報イメージの更新

気象庁では、中央防災会議「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を踏まえ、以前の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に変わり、2019年5月31日15時より「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始した。【表3】これらは、気象庁ホームページで確認でき、臨時の情報を発表した際は、テレビ・ラジオ・気象庁ツイッター公式アカウントからも情報が発信される。

【表3：情報の種類と発表条件】

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいよう キーワードを付して情報発表 します	（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	（巨大地震警戒）	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	（巨大地震注意）	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

（表3 出典：「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について 参考資料）

⁵内閣府「ガイドライン」P32～P34

⁶内閣府「ガイドライン」P97～P107

(4) モデル地区の防災対応

今後の防災対応について、WGでは地域と一緒に具体化を図っていくため、静岡県・高知県・中部経済界の協力を得てモデル地区として具体的な検討を準備している。各モデル地区ではアンケートやワークショップが開かれ、各地域・組織での対応検討が進んでいる。【表4】

各モデル地域の中で、特に着目したいのは静岡県の対応である。静岡県では、南海トラフ地震の多様性から、ケース毎に異なる対応をとることは難しいとし、ガイドラインで提示された異常な現象の3ケースによる区別をせず、同程度の情報として取り扱うこととしている。そのかわり、静岡県では地震発生のパターンを「震源域の東側付近の地震発生若しくはプレート境界の固着状態の変化」と「震源域の西側または紀伊半島以西での地震発生」の2つに設定し、それぞれの発生ケース（M7.0、M8.0、観測データ）ごとに予想される防災行動を整理している。【表5】

【表4：各モデル地区の対応と現状】

実施主体	政府	静岡県	高知県	中部経済界
モデル地区	- 静岡県 - 高知県 - 中部経済界	- 静岡市 - 沼津市	- 室戸市崎浜町浦地区 - 室戸市室戸岬町三津地区 - 黒潮町浜町地区 - 黒潮町芝地区	大規模地震対策法特別措置に基づく地震防災応急計画の策定が進められている業種を念頭に企業を選定
関連組織	- 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ - 防災対応のための南海トラフ沿いの異常な現象に関する評価基準検討部会 - 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ - 南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会（平成28年9月～平成29年7月） - 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ - 南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会（平成24年7月～平成25年5月） - 南海トラフ巨大地震対策協議会 - 南海トラフの巨大地震モデル検討会	- 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ - 静岡県防災会議専門部会 - 静岡県地域防災活動推進委員会 - 南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進大会 - 静岡県南海トラフ地震事前対応庁内検討会	- 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ - 高知県南海トラフ地震対策推進本部 - 高知県・高知市南海トラフ地震対策連携会議	南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ
実施事項	上記組織での検討、報告	- 自主防災組織へのヒアリング - ワークショップ開催（アンケートの実施）	- ワークショップ開催（アンケートの実施） - 分野ごとの課題における進捗管理シートを作成	- 企業ヒアリング - 中部経済連合会によるアンケート調査
対応の特徴	- 想定される3つのケースごとにとるべき防災対応の基本的な方向性の提示 - 防災対応の計画作成等、必要とされる社会的な仕組みの検討 - 上記を踏まえたガイドラインを策定予定	- 政府の提示した南海トラフ沿いで発生する異常なケースによる区別をせずに静岡県独自の整理を実施 - 防災対応は原則として平時の生活を維持しつつ、地域の脆弱性に応じて対応する - 防災対応においては受忍期間を考慮する	耐震や津波対策、医療体制構築等の命を守る対策、生命復旧活動の徹底	- 大企業は大震法で応急計画を策定しているため予防対策が進んでいる - 事業活動を継続しながら実現可能な防災対応をとるという意見が多い - 事業継続のためにはサプライチェーン全体の統一的対応、交通の確保が必要との意見があった

（出典：南海トラフ地震に関する政府・自治体の公表資料を当社にて整理）

【表5：静岡県の南海トラフに関連する情報の受け止め方】

	ケース1（M8級地震の発生）	ケース2（M7級地震の発生）	ケース3・4（観測データ等による）
震源域の東側または本県付近で地震発生若しくはプレート境界の固着状態の変化を示唆する現象の発生	① 【異常現象に対する評価】 ・「突発」地震として位置づけられる 【予想される県民等の防災行動】 ・実災害として対応	③ 【異常現象に対する評価】 ・「突発」地震として位置づけられる 【予想される県民等の防災行動】 ・実災害として対応	⑤ 【異常現象に対する評価】 ・南海トラフ地震との関連性が周知されなければ、平常時の防災意識とほぼ変わらない 【予想される県民等の防災行動】 行政からの情報発信や呼びかけにより、 ・県民や企業等が日頃の防災対策を確認、点検 ・脆弱性の高い地域の住民及び要支援者は事前避難
震源域の西側または紀伊半島以西で地震発生	② 【異常現象に対する評価】 ・県民や企業等の防災意識が相当高まった状況（東日本大震災直後の本県の状況に類似） 【予想される県民等の防災行動】 ・県民や企業等が日頃の防災対策を確認、点検 ・脆弱性の高い地域の住民及び要支援者は事前避難	④ 【異常現象に対する評価】 ・南海トラフ地震との関連性が周知されなければ、平常時の防災意識とほぼ変わらない 【予想される県民等の防災行動】 ・行政からの情報発信や呼びかけにより、県民や企業等が日頃の防災対策を確認、点検 ・脆弱性の高い地域の住民及び要支援者は事前避難	(該当なし)

○ 県民や企業等が「異常な現象」として捉える場合は、地震・津波の発生を現実のこととして実感・認識することによる

○ 県民や企業に対しては、①過剰な不安や混乱が生じている場合：冷静な対応の促進
 ②異常な現象が伝わっていない場合：平時よりも高い防災意識を促す的確な情報発信、周知啓発が必要
 いずれの場合も、誤報・デマに対する注意喚起が必要

○ 脆弱性（危険性）が認められる地域の住民、要支援者に対しては、事前避難・安全確保の呼びかけ等が必要 → 具体的の方針を検討

（出典：静岡県防災会議専門部会「南海トラフ地震に関する新たな防災対応」の考え方（第2案）」）

3. 企業対応の方向性

(1) ガイドラインで示された企業対応のポイント

ガイドラインでは、地震発生時期等の確度の高い予測や完全に安全な防災対応を実施することは難しいとしている。そのため、企業は日頃からの地震への備えを再確認する等、警戒レベルを上げ、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施、できる限り事業を継続することが必要となる。ガイドラインに示された南海トラフ地震臨時情報に対応するための検討手順は以下①～③のとおり。

① 南海トラフ地震に関するBCPの確認

南海トラフ地震に関するBCPは、地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効である。BCP未策定の企業については、速やかに策定する他、事前の防災・減災対策を講じて防災対応力を強化することが望ましい。防災対応の検討にあたっては、既存の南海トラフ地震に関するBCPを参考に検討することが有効であり、まず自社のBCPを確認して自社の脆弱性を把握することが重要である。

② 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

企業は、南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、想定されるライフラインの状況や避難勧告等の発令地域等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定することが望ましい。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、被災地域以外では、ライフラインは原則として継続され通常の社会活動が営まれている。一方で、事前避難対象地域⁷には、市町村から、後発地震に備えて1週間を基本とした避難勧告等が発令される。企業は、市町村や関係機関が定める計画を確認し、事前避難対象地域の位置や交通対策を踏まえて防災対応を検討する必要がある。また、事前避難対象地域以外であっても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における防災対応を検討すべきである。

③ 具体的な防災対応の検討

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発令時の企業等の防災対応については、①南海トラフ地震に関するBCPの確認を参考に、②防災対応検討の前提となる諸条件の確認で想定した影響を踏まえて検討することが重要である。必要な事業を継続するための措置と後発地震に備えた具体的な防災対応についてはガイドラインで次の8項目が提示された。【表6】

⁷ 事前避難対象地域は、津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域とする。対象地域に対しては、最初の地震に伴う大津波警報または津波警報切り替え後、避難勧告等を発令し、住民避難を継続する。企業の防災対応の検討にあたっては、この事前避難対象地域について確認し、企業活動への影響を想定する必要がある。

【表6：臨時情報（巨大地震警戒）発令時の企業の防災対応検討項目】

項目	概要	対応の例
(1) 必要な事業を継続するための措置	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する	・情報発表時に出勤できない可能性のある従業員を把握したうえ業務に必要な人員の再配置 ・代替となる人員や取引先の確保
(2) 日頃からの地震へ備え再確認等警戒レベルを上げる措置	・企業等は、日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を検討する	・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の職員の役割分担の確認
(3) 施設及び備等の点検	・地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に稼働しないといけない設備等について点検に関する措置を検討する ・社会的に及ぼす影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施する	・主要生产設備の点検 ・施設の耐震診断結果に基づく危険箇所点検 ・転倒・落下物の危険箇所点検 ・緊急用自動車の点検
(4) 従業員等の安全確保	・住民事前避難対象地域内に位置する企業等における明らかに生命に危険が及ぶ活動等については、それを回避する措置を検討する	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、市町村から避難勧告が発令され住民は津波警報解除後も最初の地震発生から1週間避難を継続する ・同地域内に位置する企業の従業員や利用者等についても、通常通りの企業活動をした場合に生命に危険が及ぶ場合には、それを回避するため、避難勧告に従い避難する等の措置を検討する
(5) 地震に備えて普段以上に警戒する措置（個々の状況に応じて実施）	・後発地震の発生した場合の被害軽減・早期復旧のため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置をあらかじめ検討することが望ましい	・輸送ルートを津波の危険ある沿岸部から内陸に変更 ・利用する港の変更 ・荷物の平積み措置 ・燃料貯蔵や車両の常時満タン化 ・サプライチェーンにおける代替体制の事前準備 ・製品在庫の増産や原材料・部積みし ・津波浸水想定地域から貨物、輸送機器荷役等を移動 ・ヘルメットの携行徹底 ・定期的な重要データのバックアップ ・速やかに作業中断するための準備
(6) 地域への貢献（個々の状況に応じて実施）	・企業等は、それぞれの企業特性を活かして、後発地震に備えた地域における防災対応に貢献することが望ましい	・（卸売・小売業者）生活必需品等の調達が困難な避難者に対して、必要物資の提供等 ・（医療・福祉事業者）避難所等の住民のメンタルヘルスケア、要援護者に対するケア等
(7) 情報の伝達	・南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める	・南海トラフ地震臨時情報等の内容については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める必要がある ・発表の内容を把握する責任者（及び代理者）を定めておく必要がある ・情報を、責任者、従業員、利用者等に伝達する具体的な経路及び方法を定める必要がある ・情報の伝達文を予め定め、迅速かつ確実に伝達できるようにしておくことが望ましい。
(8) 防災対応実施要員の確保等	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員について検討する。 ・各企業等の防災対応を迅速かつ確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。	・実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討する必要がある。 ・情報が発表される時間帯（営業時間内、外）ごとに参集人員、参集手段等を考慮して、所要要員を検討する。

(出典：ガイドラインを当社にて整理)

(2) 今後の企業対応における推奨事項

今後は、ガイドラインを基に自治体が「南海トラフ地震防災対策推進計画」や「地域防災計画」等を策定し、企業は国の定めたガイドラインと自治体の計画を踏まえて災害対応を進めていかななくてはならない。しかし、ガイドラインで方向性は定められたものの、南海トラフ想定震源域の異常な現象の観測・評価や、想定される社会状況に関しては現在も明確化されておらず、自治体の計画策定期間も先になることが想定される。そういった中で、企業は国の防災の検討結果の開示や自治体の計画策定を待ちながらも、自社で南海トラフ地震への対応を進めていくことが求められる。ガイドラインを踏まえて今後、当社が推奨する企業として実施すべき事項は①～④のとおり。

①ガイドラインに基づいた企業における防災対応の検討

南海トラフ地震臨時情報が発表された際にどうするべきか、ガイドラインで示された具体的な防災対応の8項目を切り口に検討しておく必要がある。特に、(1) 必要な事業を継続するための措置と(5)地震に備えて普段以上に警戒する措置については検討しておくといよい。

②ガイドラインのチェックリストの確認

ガイドラインの参考資料に「地震への備えの再確認や取るべき行動のチェックリスト」⁸が明示されているため、自社の現状をチェックリストに照らし合わせて確認しておくといよい。

③事前避難対象地域の確認

事前避難対象地域は今後各自治体で決められるので、企業は自社が所在する地域の自治体が事前避難対象地域と設定するかどうか注視していく必要がある。

④事業継続についての検討

事前避難対象地域に所在する企業を中心に、避難指示が出た時の業務継続について考えておく必要がある。その際に業務を停止、縮小するのか、代替業務について検討、対策を始めることも重要である。

(3) 中部経済界のアンケート

南海トラフ地震対応において、各モデル地域はアンケート・ワークショップ等を実施している。その中でも、2017年9月に中部経済連合が実施した「企業の地震対策に関するアンケート」を企業対応の参考として紹介したい。アンケート結果は南海トラフ地震が影響を及ぼす地域に所在する中小企業・製造業を中心とした約1,950社の回答のデータに基づいている。アンケートによってわかった企業の動向としては、予報の段階では業務を止めることが難しく、また政府や地域で統一された方向性が提示されなければ対応が難しいということであった。アンケートの概要は【表7】のとおり。

⁸内閣府「ガイドライン」P114～P115

【表 7：中部経済界における企業へのアンケート結果】

質問事項	回答
アンケート総括	・大震法で地防災応急計画の策定を求めている大企業では中小企業と比較して相対的に予防的な対策が進んでいる
	・地震対策実施状況も踏まえ、発生可能性を考慮すると、操業停止等企業活動を活動大きく制限する対応は取らず、事業を継続しながら可能な防災を実施
	・被害軽減のために考えられる対応は、防災対策の実施状況によって異なる
	・事業継続のためには、サプライチェーン全体での統一的な対応や、インフラ・交通の確保が必要
大規模地震への関心	97%
地震被害に対する問題意識	98%
地震予知についての認識	86%
BCP等の策定状況	全体 15%
	工場 60%
対策の目的	・従業員・来訪客等の身体の安全
	・取引先やお客様への供給責任の遂行
	・自社の製品・サービスの生産活動の維持
各企業における地震対策	・建物の耐震化や什器、棚類の固定を実施【各業種共通】
	・施設の耐震強化、通信設備の冗長化及び電源強化を実施【ライフライン等】
	・保有者宅の耐震診断を実施、耐震性の確保を確認【ライフライン等】
事業中断期間の想定	事業中断を想定していない 約4割
	事業中断を想定している 約7割
地震対策の進捗を踏まえた事業の継続	・対策を実施しているので、緊急地震速報などを活用しながら危険作業も続行【大規模な工場】
南海トラフ 地震予測の確度を踏まえた事業継続	・通常通りの営業を前提
	・相対的な可能性の高まりで停止は難しい（供給責任、停止後の再開に時間がかかる等）
	・体制は特に考えていない
	・確度の高い情報ではないので、どこまですればいいか不明
事業継続しながらの防災対応	・重要設備の点検、手順書の確認
	・安全確保の徹底、安全広報
	・原則稼働継続し、東海地震の調査情報発表レベルのことは実施
課題と考える事項	・社会全体で統一的な対応が必要
	・行政の対応や地域の状況によって対応が大きく左右される
	・事業継続には電力・ガス・水道などのライフラインの確保が必要
	・事業継続には鉄道・道路・港湾・空港などの交通機関の確保が必要

（出典：WG報告書「（参考資料6）中部経済界における検討」を当社にて整理）

4. おわりに

ガイドラインの公表によって国の南海トラフ地震についての対応の方向性が一定明らかとなり、本稿では、ガイドラインの内容および、ガイドラインに基づいた企業対応について整理した。一方、中部経済界のアンケートに代表される企業の声を踏まえると、南海トラフ沿いの異常な現象についての情報が公開されても、実際に被害が発生しない状況では、危険性があっても企業が一律に事業を止めることは難しいと考える。ただし、発災する危険性がある以上、南海トラフ沿いの異常な現象に対しては警戒を強めるべきである。今後、企業としては、事業を継続しながら、被害を最小限に抑えるための警戒を継続していくことが求められる。そのため、当社としては、警戒時期に情報収集を実施できるような体制づくりやBCPの策定、防災対策等の事前対策を進めていくことが重要であると考えます。

MS & AD インターリスク総研㈱ リスクマネジメント第四部
主任コンサルタント 佐藤 真美

MS & AD インターリスク総研株式会社は、MS & AD インシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

事業継続マネジメント(BCM)に関するコンサルティング・セミナー等を実施しております。コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & AD インターリスク総研㈱
リスクマネジメント第四部 事業継続マネジメント第一グループ
千代田区神田淡路町2-105 TEL:03-5296-8918 / FAX:03-5296-8941
<https://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製 / Copyright MS & AD インターリスク総研 2019